

社会保障・税番号 (通称：マイナンバー)制度について



●マイナンバー制度とは

複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。

●来年1月からマイナンバー制度が開始されます

10月から順次、「通知カード」が、市町村から委託を受けた地方公共団体情報システム機構から各世帯へ郵送され、国民一人ひとりに固有のマイナンバー（12桁の個人番号）が通知されます。

来年1月から、社会保障、税、災害対策の分野で利用が開始されます。

●当組合でも被保険者の皆様のマイナンバーが必要です

医療保険者である当組合は、「個人番号利用事務実施者」に該当し、被保険者に対する各種手続きへの利便性の向上や行政機関及び他の保険者との情報連携などを行うため、皆様に通知されるマイナンバーを利用させていただくこととなります。

具体的には、①マイナンバーが記載された申請書・届出書等の提出を受けて、被保険者の皆様のマイナンバーを取得し、②情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会・情報提供（情報連携）を行います。これにより、その対象となる手続きで住民票や所得証明書等の添付書類の省略ができるようになります。

被保険者の皆様におかれましては、「通知カード」は大切に保管していただき、組合からの照会の際にはご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、世帯を離れて暮らしておられる学生さん（国保法第 116 条該当届出者）のマイナンバーも必要です。「通知カード」の保管について、組合員の先生方から必ずご連絡いただきますようお願いいたします。

●マイナンバーを取得する対象者について

平成 29 年 1 月 1 日時点の被保険者（組合員及びその世帯に属する被保険者）及びその後の新規加入者が予定されています。

マイナンバーの提出方法や時期については、詳細が決まり次第、別途お知らせいたします。

●個人情報保護は保護されます

マイナンバーをその内容に含む個人情報は「特定個人情報」とされ、個人情報保護法が適用になります。マイナンバーの取り扱いは、個人情報保護法よりも厳格な保護措置が設けられています。マイナンバーを取得するにあたっては、利用目的を本人に通知または公表します。

●マイナンバーの詳しい情報・問い合わせ先

・社会保障・税番号制度（内閣官房）のホームページをご覧ください。ホームページ内にある FAQ（よくある質問）もご活用ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

・コールセンター 0570-20-0178

全国共通ナビダイヤル 9:30~17:30（土日祝日・年末年始を除く）